

南区総合庁舎ギャラリー展示事業のご案内

1 目的

ギャラリー展示事業は、文化活動している地域活動団体の発表の場を作る事で、地域文化の振興・普及を図ることを目的とします。

2 場所・ギャラリー設備

- ・南区役所 1階
- ・パネル7枚、展示用机大10個、小2個
- ・ピクチャーレール
- ・その他

3 展示上のルール

- (1) 区内で活動中であり、新たなメンバーの加入が可能な団体の複数メンバーの作品を展示できます。特定の方にメンバーを限定した団体による展示、個人での展示はできません。
- (2) 申込みは、南区地域振興課へお願いします。
申込みは、年度単位で受付開始日から、先着順で行います。開始日の受付開始時間に複数人の希望者がいた場合は、受付順の抽選を行います。年間2回まで予約できます。なお、使用可能日は南区役所が別途定めます。
- (3) 展示作品等の紛失・破損・汚れ等については、南区役所は責任を負いかねます。また、来場者に危険が及ばないように展示してください。
- (4) 展示及び撤収時に高所での作業がある場合もありますので、複数名での作業をお願いします。
- (5) 特定の政治・宗教活動及び営利に関する展示・行為はできません。
- (6) 物品の販売、募金その他これらに類する行為またはその他営業行為をすることはできません。入場料等も徴収できません。
- (7) 部屋をはみ出さないように展示してください。
- (8) 粘着性のテープ等の使用、またピンによる固定はできません。
- (9) ギャラリー内での飲食はできません。
- (10) ギャラリー内で大きな音、においを発生させることはできません。
- (11) 原則として、ギャラリーは区役所職員が9時に開錠し、17時に施錠します。
- (12) 展示時間中のギャラリーの施錠はできません。
- (13) 展示物について、事前にヒアリング、内容確認をさせていただきます。
- (14) 展示の様子を写真等で撮影し、区の広報等で利用する場合があります。
- (15) 「南区総合庁舎ギャラリーの使用に関する要綱」に定められた事項をお守りください。
- (16) ゴミはお持ち帰りください。
- (17) 展示中に、地域振興課職員の指示があれば、それに従ってください。

4 搬入・搬出

搬入・搬出は9時から17時の間に行ってください。また、その際には地域振興課にお立ち寄りください。※駐車場料金は、各団体でご負担ください。

南区総合庁舎ギャラリー展示事業申込書

南区総合庁舎ギャラリーの使用に関する要綱に基づき、申込みを行います。

年 月 日

展示期間	年 月 日 () 9時から搬入開始 年 月 日 () 17時までに原状復帰・掃除・搬出完了	
連絡先	ご住所	
	お名前	(ふりがな)
	日中連絡可能なお電話(携帯等)	来場者から、団体についての問合せがあった場合、展示者の連絡先を、 <input type="checkbox"/> 教えてもよい <input type="checkbox"/> 教えてないでほしい(聞かれた場合の希望があればお書きください)
展示内容	(具体的にお書きください。また、材料実費を徴収して体験コーナー等を設ける場合は、内容と金額もお書きください。)	
広報等利用欄 (区案内用)	イベント名	
	団体名	
	PR文 (50字程度)	

(太枠内は、区の案内等に掲載する場合があります)

- 区内で活動中であり、新たなメンバーの加入が可能な団体の複数メンバーの作品を展示できます。特定の方にメンバーを限定した団体による展示、個人での展示はできません。
- 展示作品の紛失・破損・汚れ等については、南区は責任を負いかねます。また、来場者に危険が及ばないよう展示してください。
- 展示及び撤収時に高所での作業がある場合もありますので、複数名での作業をお願いします。
- 特定の政治・宗教活動及び営利に関する展示・行為はできません。
- 物品の販売、募金その他これらに類する行為またはその他営業行為をすることはできません。
- 入場料等の徴収はできません。
- 部屋をはみ出さないように展示してください。
- 粘着性のテープ等の使用、またピンによる固定はできません。
- ギャラリー内での飲食はできません。
- ギャラリー内で大きな音、においを発生させることはできません。
- 原則として、ギャラリーは区役所職員が9時に開錠し、17時に施錠します。
- 展示時間中のギャラリーの施錠はできません。
- 展示物について、事前にヒアリング、内容確認をさせていただきます。
- 展示の様子を写真等で撮影し、区の広報等で利用する場合があります。
- 「南区総合庁舎ギャラリーの使用に関する要綱」に定められた事項をお守りください。
- ゴミはお持ち帰りください。
- 展示中に、地域振興課職員の指示があれば、それに従ってください。